

# 関係人口と連携・協働した地域づくり実践支援事業

## 事業趣旨

「地域を支える担い手の確保」や「中間支援組織の育成」、「本県への将来的な移住・定住」につなげるため、特定の地域に継続して多様な形で関わる「関係人口」と連携・協働して、地域単位で地域課題の解決を図るモデル的な地域づくり事業を支援する。

## 事業概要

- 事業実施主体（事業申請者）：  
地域づくりに関する活動を行っている法人・団体
- 補助対象事業：  
関係人口と連携・協働して、地域単位で地域課題解決を図る事業

### 新規事業

補助率 4/5 以内  
補助上限額 100 万円

▶ 過年度に本事業の採択を受けていない事業者が、これまで取り組んだことが無い新たに実施する事業

### 継続発展事業

補助率 2/3 以内  
補助上限額 60 万円

▶ 過年度に本事業の採択を受けた事業者が、これまで取り組んだことが無い新たに実施する事業又は過去採択事業を発展して実施する事業

### <補助対象経費>

- ▶ 専門家招聘等に係る謝金・旅費、広報費、イベント実施に係る資料印刷費・材料費、使用料及び賃借料、専門業務に係る委託料 等

### <補助対象外経費>

- ▶ 事業実施団体構成員に係る人件費、車両・不動産購入費、**取得額30万（継続発展事業の場合15万）以上の備品** 等

## 事業スキーム・要件

香川県

審査・採択

県内市町

申請

実績報告

助成

### ① 事業実施主体（事業申請者）

対外的に募集

### ② 関係人口との連携・協働

関係人口 例：

県外大学生、外国人留学生、移住希望者、複業人材 等

主体的に参画

### ③ 地域単位の地域課題解決事業

（以下、いずれも満たす事業）

- 新たに取り組む地域課題解決事業
- 地域内の多様な団体と連携・協働した事業

地域内の多様な団体 例



地域づくり団体



自治会



中小企業

### ▶事業審査の主なポイント

- 地域における課題設定が適切に行われていること
- 地域住民を含めた「地域の受け皿づくり」（中間支援的機能）が講じられていること
- 「関係人口の役割」が明確にできていること
- 事業の中長期的なビジョンを持ち、申請者が今後、地域の中間支援組織として活躍が見込めること

### ① 「事業実施主体（事業申請者）」について

- ▶ 香川県内に拠点・事務所を有し、県内で地域づくりに関する活動を行っている「法人又は団体」。

→ 団体の場合は、県内に在住する者5人以上で組織されている必要があります。

→ 活動に対して、所在する市町の理解を得られる団体でなければなりません。

### ② 「関係人口との連携・協働」について

- ▶ 関係人口とは、地域外に居住し、**継続して事業の実施・運営に携わる人材**とする。

→ 「継続して事業の実施・運営に携わる」とは、継続的に（複数回又は一定期間）、事業に何らかの役割をもって参画することであり、単なる「セミナーの聴講」などは対象となりません。

- ▶ 事業実施にあたっては、対外的に分かる形（例：ホームページで募集する等）で、**関係人口を広く募集**することが必要。

→ 対外的に募集の実施を確認できる必要があります。

### ③ 「地域単位の地域課題解決事業」について

- ▶ **実施地域において、複数の地域課題の解決を目的とした事業**であること。

→ 「実施地域」とは、事業実施主体が活動を行う一定の広がりを持つ地域であり、小学校区単位・大字単位の区域を想定しています。

→ 解決を図る「地域課題」とは、**地域の実情に沿った課題**であり（以下のような課題が想定）、**複数(2つ以上)の課題解決を図る必要**があります。

<地域課題 例示>

- ・ 「地域のリーダー不足」「空き家の利活用」「外国人との共生」「子育て・教育等拠点の充実」「離島のにぎわいづくり」「移住者の定住促進」「交流人口の増加を目指したまちづくり」… 等
- ・ 地域課題の設定の妥当性については、採択に係る審査項目の一つとします。例えば、「行政の総合計画・戦略の位置付け」や「地域住民からの声がある」など、客観性を評価のポイントとします。

- ▶ 実施地域内に所在する**複数の団体**（例：地域づくり団体・自治会・中小企業等）と**連携し、面的に取り組むモデル的な事業**であること。

→ 複数の団体と連携・協働し、**地域全体の発展**につながる事業、また他の地域への横展開の参考となるモデル的な事業が対象になります。

## 申請・審査の流れ

- 申請にあたっては、「募集要領」にある必要書類を、募集期間中に下記にある**事業実施地域の市町担当窓口**を通じて提出ください。

申請者

市町 担当窓口

県 担当窓口

- 募集期間終了後、申請があった事業を審査し採択事業を決定します。審査については、まず、書面審査を実施し事業要件等を満たしている内容かを確認します。その後、審査会を開催し申請者によるプレゼンテーション等を踏まえ、審査・採択事業を決定します。

申請

書面審査

プレゼンテーション審査

採択

- 採択結果は申請した市町窓口を通じてお知らせします。

県 連絡窓口 <事業に関するお問い合わせはこちら>

香川県 政策部 地域活力推進課 地域活性化・移住促進グループ

TEL:087-832-3125

市町連絡窓口 <申請先はこちら>

市町名	課(室)名	電話番号
高松市	政策課地域活力推進室	087-839-2135
丸亀市	政策課	0877-24-8839
坂出市	政策課	0877-44-5001
善通寺市	政策課	0877-63-6303
観音寺市	ふるさと活力創生課	0875-23-7803
さぬき市	政策課	087-894-1112
東かがわ市	地域創生課	0879-26-1276
三豊市	地域戦略課	0875-73-3011
土庄町	企画財政課	0879-62-7014
小豆島町	企画財政課	0879-82-7000
三木町	地域活性化課	087-891-3320
直島町	まちづくり観光課デジタル推進室	087-892-2020
宇多津町	まちづくり課	0877-49-8009
綾川町	総務課いいまち推進室	087-876-5577
琴平町	企画防災課	0877-75-6711
多度津町	政策観光課	0877-33-1116
まんのう町	地域振興課	0877-73-0122

## 留意事項

- 採択事業は、県ホームページ等にて「事業概要」、「事業実績報告」（事業終了後）を公表する予定です。（様式を参考に作成していただきます。）
- 採択事業について、申請時から変更となる場合は、事業変更申請が必要となりますが、その際も上記窓口を経由して提出していただきます。（詳細は補助要綱をご確認ください。）
- 本事業の同一年度の申請は、補助事業者1団体あたり1件までです。（同一事業について、複数の団体から申請を行うこともできません。）
- 本事業は、原則、補助事業者が実施するものを補助対象とします。（専門性の高い業務を除き、業務を他の法人や団体に委託を行うことはできません。）
- 次に掲げる事業は、本事業の対象となりませんので、ご注意ください。
  - ① 国又は香川県から補助金等を受けている事業
  - ② 特定の法人又は個人の利益を追求するための事業
  - ③ 宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業
  - ④ 公序良俗に反する事業
  - ⑤ 施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業